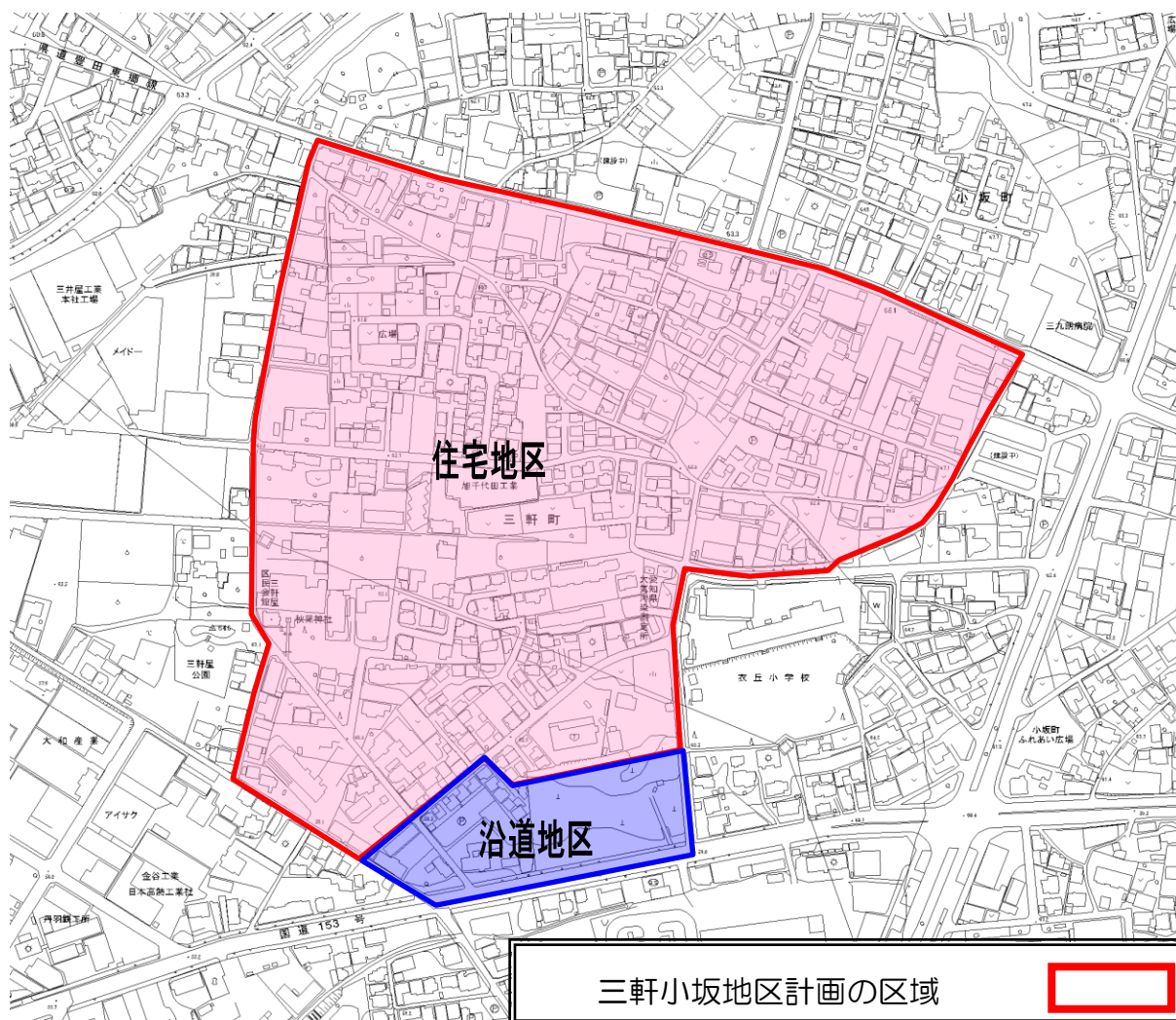


# まちづくりルール

さ ん げ ん こ さ か

# 三軒小坂地区計画

名 称	三軒小坂地区計画
位 置	豊田市三軒町二丁目の全域、三軒町三丁目、五丁目、六丁目、七丁目、小坂町六丁目及び九丁目の各一部
面 積	約21.8ha



### 三軒小坂地区まちづくりの目標

住工混在を解消し、工業系から住居系への適切な土地利用転換を図り、良好な住環境を形成することを目標としています。

### 三軒小坂地区における建物に関するルール

三軒小坂地区では、『**建築物等の用途の制限**』が定められています。

## 《三軒小坂地区まちづくりルール》

建築物等に関する事項	住宅地区	沿道地区
	約19.9ha	約1.9ha
	次に掲げる建築物は建築してはならない。 一 建築基準法別表第二（は）項に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が千五百平方メートルを超えるもの（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第130条の7の2で定めるものを除く。）	次に掲げる建築物は建築してはならない。 一 店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令第130条の8の2で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が三千平方メートルを超えるもの

### お問い合わせ

・地区計画の内容に関すること

豊田市役所都市計画課 0565-34-6620